

令和5年分

# スマホ操作マニュアル

このマニュアルは下の表に該当する方への操作手順書になります。  
※表以外の方も、このマニュアルの画面とは異なりますが、スマホで申告書が作成できます。

年 分	令和5年分
所 得	事業所得※、不動産所得※、給与所得（特定支出控除適用者を除く）、雑所得、一時所得、上場株式等の譲渡所得・配当所得（特定口座のみ）
所 得 控 除	全ての所得控除（雑損控除含む）
税 額 控 除	政党等寄附金特別控除、災害減免額、外国税額控除等
そ の 他	予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額

※事業所得、不動産所得をスマートフォン専用画面で申告できるのは、確定申告書等作成コーナーで青色申告決算書・収支内訳書を作成する場合に限りです。

## はじめに準備するもの

### マイナンバーカードをお持ちの方

### マイナンバーカードを使って確定申告 (マイナンバーカード方式)

#### ①マイナンバーカード



#### ②マイナンバーカード対応のスマートフォン

#### ③マイナンバーカード発行時に設定した以下のパスワード

- ・利用者証明用電子証明書（数字4桁）
- ・署名用電子証明書（英数字6文字以上16文字以下）

#### ④マイナポータルアプリ



アプリの取得はこちらから

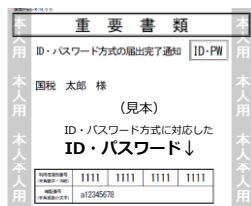
iPhoneの方

Androidの方



### 税務署でID・パスワードを 取得された方

### IDとパスワードで確定申告 (ID・パスワード方式)



#### ID・パスワード方式の届出完了通知

#### ⚠ ID・パスワード方式で申告される方へ

※ ID・パスワード方式は**暫定的な対応**ですので、**お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。**

## 国税庁ホームページへアクセス

次のブラウザから「作成コーナー」で検索し、国税庁「確定申告書等作成コーナー」へアクセス！



【確定申告書等作成コーナー】

作成コーナー



### 対応ブラウザ



## 画面基本操作

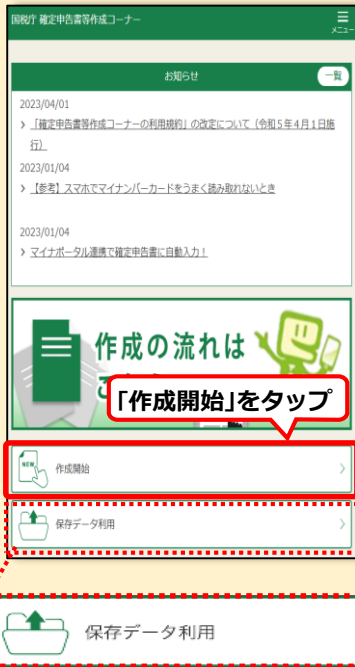
前画面に戻るには、各画面に表示される『戻る』をタップ

**必須!**

戻る



上記以外の操作をした際、データが消えてしまう可能性があります。



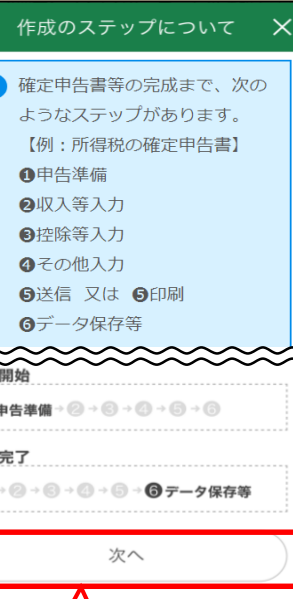
「作成開始」をタップ

保存データ利用

「保存データ利用」をタップして、過去の申告書のデータ(.data)を読み込むことで、本人情報等の入力が省略できます(16ページ参照)。

※ 操作画面は開発中のものであり、実際の画面と異なる場合があります。

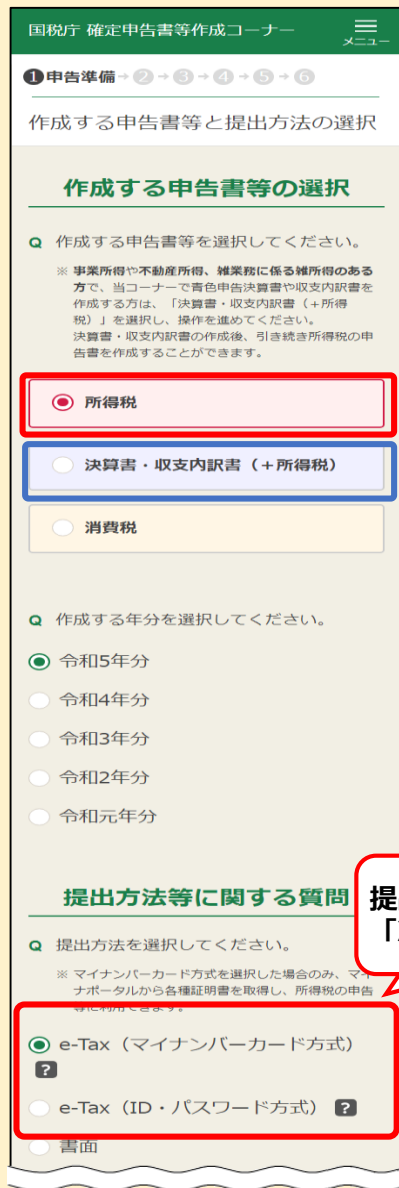
- ・ iPhone、Safariの名称及びそのロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。
- ・ iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
- ・ Android、GoogleChromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標又は登録商標です。
- ・ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



下にスクロールして  
「次へ」をタップ

# 事前準備①


## ■ 作成する申告書等の選択及び税務署への提出方法に関する質問



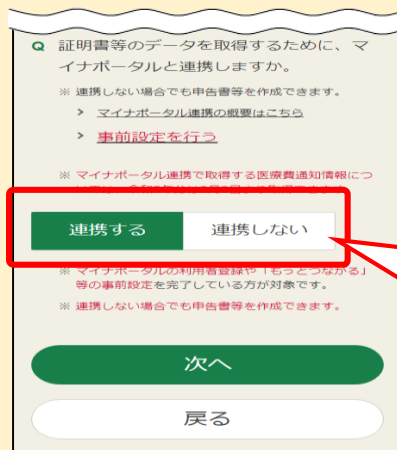
### 給与所得・年金受給者の方

- 例：・**サラリーマン**の方で、  
医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）、  
住宅ローン控除などを適用する方  
・**年金受給者**の方で、  
医療費控除などを適用する方  
・特定口座年間取引報告書をお持ちの方  
・上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分）がある方

### 個人事業者や不動産収入がある方

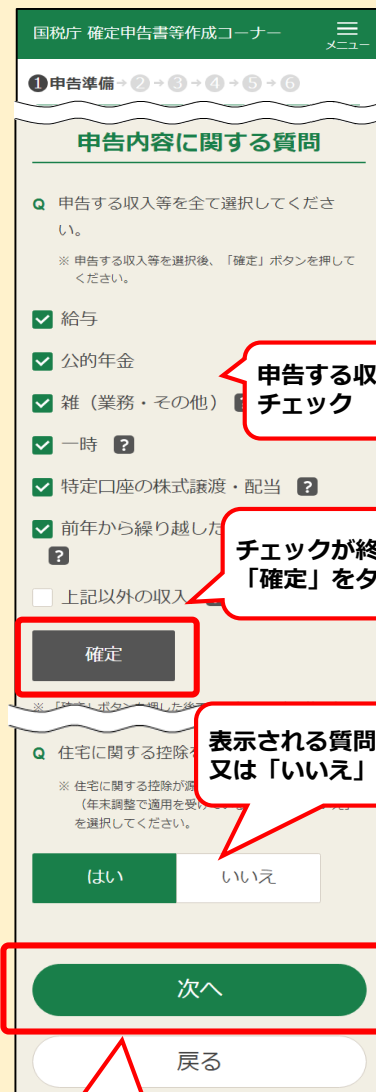
- 青色申告決算書・収支内訳書を作成していない方
-  青色申告決算書・収支内訳書を作成後、そのまま  
所得税の申告書が作成できます。

提出方法を選択し、  
「次へ」をタップ



マイナンバーカード方式  
を選択された方は、マイ  
ナンバー連携の有無を  
選択

## ■ 申告内容に関する質問



申告する収入等を  
チェック

チェックが終わったら、  
「確定」をタップ

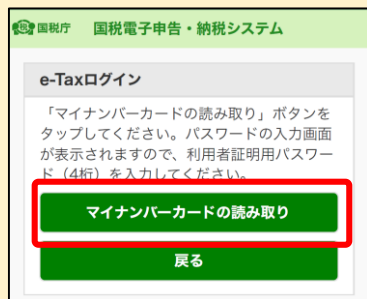
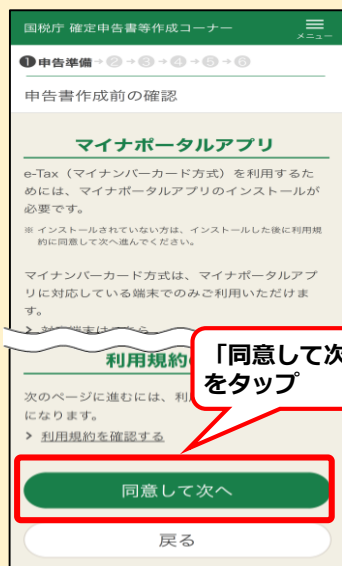
表示される質問に「はい」  
又は「いいえ」で回答

申告する内容に誤りがないかを確認し  
「次へ」をタップ（変更ができなくなり  
ます。）

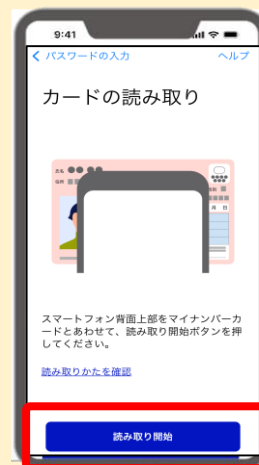
## 事前準備②

### マイナンバーカードの読み取り（マイナンバーカード方式の方）

⚠️ マイナンバーカードの読み取りに当たって、マイナポータルアプリを事前にダウンロードする必要があります。

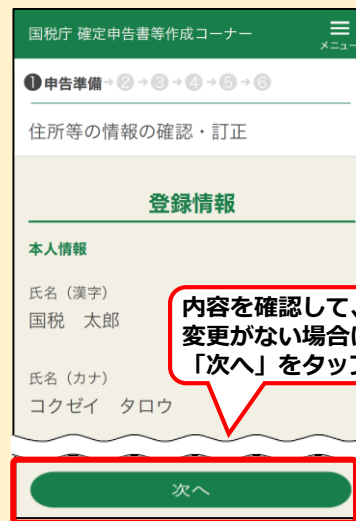


マイナンバーカード受け取りの際に設定した、利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）を入力



マイナンバーカードの上にスマホを置き、「読み取り開始」をタップ

## 登録情報の確認等

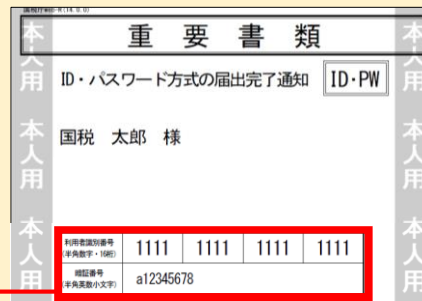


「次へ」をタップされたら、6ページへお進みください

## ID・パスワードの入力（ID・パスワード方式の方）



ID・パスワードの認証を制限回数を超えて失敗すると、当日はログインができなくなります（翌日以降、再度ログインの必要があります）。



## 《参考》 マイナンバーカードを利用して初めて確定申告をする場合（1/2）

マイナンバーカードを利用して初めて確定申告をする場合、マイナンバーカードを読み取った後に利用者登録のための入力画面が表示されますので、画面の案内に沿って、入力を行います。

過去にe-Taxを利用したことがある方はこちらをタップ

【過去にe-Taxを利用したことがある方】

マイナンバーカード受け取りの際に設定した、利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）を入力

利用者識別番号・暗証番号をお持ちの方はこちら

初めてe-Taxをご利用される方はこちら

初めてe-Taxをご利用される方はこちらをタップ

利用者識別番号・暗証番号をお持ちの方はこちら

マイナンバーカード方式の利用開始手続きを行います。  
利用者識別番号と暗証番号を入力し、「マイナンバーカード情報の確認へ」ボタンをタップしてください。

利用者識別番号  
16桁

暗証番号  
8桁～50桁

暗証番号を表示する

マイナンバーカード情報の確認へ

e-Taxの「利用者識別番号（16桁）」と「暗証番号」を入力し、「マイナンバーカード情報の確認へ」をタップ

国税庁 マイナンバーカード情報の確認

マイナンバーカード情報の確認  
氏名等の情報を入力してください。

直接入力する

マイナンバーカードから読み取る

「マイナンバーカードの読み取り」ボタンをタップしてください。

マイナンバーカードの読み取り

氏名漢字	
生年月日	
住所	
性別	

「マイナンバーカードから読み取る」を選択の上、「マイナンバーカードの読み取り」をタップ

パスワードの入力

利用者証明用電子証明書のパスワード

パスワードが分からない

1 2 3  
4 5 6  
OK DEL  
7 8 9  
POS FVW 0

パスワードの入力

カードの読み取り

スマートフォン画面上部をマイナンバーカードとあわせて、読み取り開始ボタンを押してください。

読み取りかたを確認

読み取り開始

マイナンバーカードの上にスマホを置き、「読み取り開始」をタップ

次ページへGO!

# 《参考》 マイナンバーカードを利用して初めて確定申告をする場合（2/2）

続きはコチラから！



国税庁 マイナンバーカード情報の確認

### マイナンバーカード情報の確認

氏名等の情報を入力してください。

直接入力する

マイナンバーカードから読み取る

「マイナンバーカードの読み取り」ボタンをタップしてください。

**マイナンバーカードの読み取り**

氏名漢字	公的 三郎
生年月日	1996年1月1日
住所	神奈川県鎌倉市広町2-1-3 6-5
性別	男

表示された内容に誤りがないかご確認の上、誤りがなければ「次へ」ボタンをタップしてください。  
「次へ」ボタンをタップすると、マイナンバーカード方式の登録が完了し、次回からマイナンバーカードでログインすることが可能となります。

**次へ**

戻る

マイナンバーカードの情報が誤りがないか確認し「次へ」をタップ

すべての項目を入力し「確認」をタップ

戻る 利用者情報の入力

以下の項目を入力し、『確認』ボタンをタップしてください。

氏名等の入力

- 氏名（フリガナ）（全角カタカナ） 必須  
セイ メイ  
(例) コクセイ (例) タロウ
- 氏名（全角） 必須  
姓 名  
国税 太郎

メールアドレス等の初期登録

その他必要事項等の入力

**確認**

「この端末で読み取り」をタップ

e-Tax

### マイナンバーカードによる本人確認／情報取得希望

事前にマイナンバーカードの署名用電子証明書で本人確認することで、今後、マイナンバーカードでe-Taxにログインした際には、申告書等データ送信時に必要な署名用電子証明書の付与を省略することができます。ご本人の情報であることを確認いただき、マイナンバーカードの読み取りを行なってください。また、あわせてe-Taxからの情報取得を希望することで、申告書等作成時に必要な各種情報を取得することができます。

App Store  
Google Play

**この端末で読み取り**

スキップする

入力内容の確認

以下の内容で間違いなければ、『送信』ボタンをタップしてください。  
内容を訂正する場合には『訂正』ボタンをタップしてください。

提出年月日	平成29年11月28日
氏名（フリガナ）	コクセイ タロウ
氏名	国税 太郎
生年月日	昭和50年1月1日

訂正する場合は、『訂正』ボタンをタップしてください。

**送信**

訂正

入力内容に誤りがないか確認し「送信」をタップ

国税庁 確定申告書等作成コーナー

1 申告準備 → 2 → 3 → 4 → 5 → 6

住所等の情報の確認・訂正

### 登録情報

本人情報

氏名（漢字）  
国税 太郎

平均納付税額（円）

（令和5年1月12日時点の情報）

振替納税

訂正

**次へ**

登録終了!!!

登録情報を確認し「次へ」をタップ

# 収入金額の入力

該当する所得をタップし、それぞれ入力

会社員の方やパート・アルバイトの方で、「給与所得の源泉徴収票」をお持ちの方

給与所得  
収入金額  
1 → 6ページ

国民年金や厚生年金などの所得があり、「公的年金等の源泉徴収票」をお持ちの方

公的年金  
収入金額  
2 → 7ページ

原稿料や講演料、個人年金、副業、暗号資産等他の所得に当てはまらない所得がある方

雑（業務）所得  
収入金額  
3 → 7ページ

生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金などの所得がある方

一時所得  
特別控除後の額  
4 → 8ページ

特定口座の株式売却損益・配当金や令和4年分の申告で繰り越した上場株式等の譲渡損失を申告する方

配当所得  
収入金額  
5 → 8ページ

該当する所得の入力が終わったら「次へ」をタップ  
次は、所得控除（9ページ）へ！

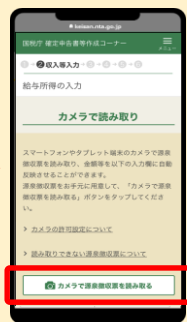
次へ

# 1 給与所得

カメラ読み込みでカンタン入力！

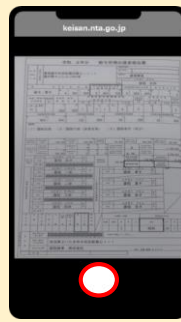


① カメラ読み取りの選択



カメラへのアクセスを許可

② カメラで源泉徴収票を撮影



内容を読み取る

③ 撮影画像の確認



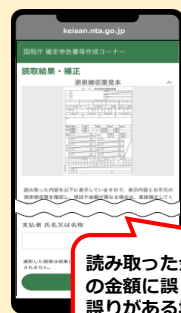
読取中...

④ OCR読取処理



読取完了！

⑤ 読取内容の補正



内容確認・補正

⑥ 給与入力画面へ反映



## 入力のポイント

・「年末調整済み」と「年末調整未済」の源泉徴収票の見分け方

右図の    の記載の有無で判断します。

記載あり→年末調整済み

記載なし→年末調整未済

源泉徴収票見本

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

項目	A	B	C	D	E	F	G	H
給与所得								
雑所得								
一時所得								
配当所得								
上場株式等の譲渡所得								
雑所得等								
合計								

Fに関する項目

・カメラ読み込みではなく直接入力される方は、画面右下の「見本」をタップして見本を参考に入力します。

見本 画面上の『見本』をタップすると源泉徴収票のイメージが表示されます。

## 2 雑所得（公的年金）

### 公的年金等の入力

> 海外からの年金収入の入力例

最大入力数：10件

公的年金等を入力する

支払金額の合計

次へ

**（見本）**

令和 5 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者 (フリガナ) 氏名	生年月日	年金の種類
区分	支払金額	源泉徴収税額
A 所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	円	円
B 所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	円	円
C 所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	円	円
D 所得税法第203条の3第7号適用分	円	円

社会保険料の額 **E**

支払者は厚生労働省ですか？  
はい  いいえ

支払金額の記載がある「区分」を選択してください。

**A** A. 法203条の3第1号・第4号適用分の入力  
**B** B. 法203条の3第2号・第5号適用分の入力  
**C** C. 法203条の3第3号・第6号適用分の入力  
**D** D. 法203条の3第7号適用分の入力  
**E** E. 社会保険料の金額 (円)

**F** F. 支払者の所在地  
※ 28文字以内 (ビル名等省略可)  
千代田区霞が関 1-2-2

**G** G. 支払者の名称  
※ 28文字以内  
厚生労働省

画面下の『見本』をタップすると源泉徴収票のイメージが表示されます。

**①** 該当する区分をチェックすると「支払金額」と「源泉徴収税額」が入力可能

**②** 支払者はこちらで確認

**③** A～Dのどこの区分に金額が記載されているか確認

**④** 社会保険料の額

### 入力のポイント

- 2枚以上の公的年金の源泉徴収票がある方は、1件ずつ入力します。
- 個人年金はこの画面ではなく、右の画面の「3 雑所得（その他）」で入力します。

## 3 雑所得（その他）

### 雑所得の入力

最大入力数：200件

雑（その他）所得を入力する

収入金額の合計

必要経費の合計

次へ

### 雑（その他）所得の入力

該当する種目を選択

種目

選択してください

収入金額 (円)

必要経費 (円)

源泉徴収税額 (円)

未納付の源泉徴収税額 (内書き・円)

所得の生ずる場所又は法人番号  
※ 28文字以内 (ビル名等省略可)

〇〇市△△町×-×

報酬などの支払者の氏名・名称  
※ 28文字以内

〇〇株式会社

もう1件入力する

入力内容の確認

**①** 該当する金額や名称等を入力

### 入力のポイント

暗号資産の所得の計算は、国税庁ホームページ「暗号資産の計算書（総平均法用）」をご活用ください。

## 4 一時所得

国税庁 確定申告書等作成コーナー

一時所得の入力

最大入力数：100件

一時所得を入力する

収入金額の合計

必要経費の合計

次へ

国税庁 確定申告書等作成コーナー

一時所得の入力

該当する種目を選択

収入金額 (円)

必要経費 (円)

源泉徴収税額 (円)

未納付の源泉徴収税額 (内書き・円)

所得の生ずる場所又は法人番号  
※ 28文字以内 (ビル名等省略可)

〇〇市△△町X-X

支払者の氏名・名称  
※ 28文字以内

〇〇保険

もう1件入力する

入力内容の確認

該当する金額や名称等  
を入力

### 参考

一時所得は以下の計算式で算出されます。

$$(\text{収入} - \text{必要経費} - 50\text{万円 (特別控除)}) \times 1/2$$

## 5 株式等の売却・配当等の入力

- 「特定口座年間取引報告書」の入力
- 「上場株式等に係る繰越損失」の入力

国税庁 確定申告書等作成コーナー

株式等の売却・配当等の入力

入力項目の選択

申告する特定口座年間取引報告書はありますか？

はい いいえ

申告する上場株式等の配当等がありますか？

はい いいえ

配当所得の課税方法を選択してください。

総合課税 申告分離課税

特定口座年間取引報告書

令和4年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？

はい いいえ

譲渡損失の繰越額

次へ

国税庁 確定申告書等作成コーナー

株式等の売却・配当等の入力

特定口座年間取引報告書の入力

拡張子が「.xml」以外のデータや書面  
残り入力可能件数：30件

内容を入力する

次へ

国税庁 確定申告書等作成コーナー

株式等の売却・配当等の入力

「令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)(2画)」を基に、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を入力します。  
金額にはマイナスを付けずに入力してください。

前年から繰り越された損失額の  
入力

A 令和2年の譲渡損失の繰越額 (円)

B 令和3年の譲渡損失の繰越額 (円)

C 令和4年の譲渡損失の繰越額 (円)

見本

次へ

〈見本〉

特定口座年間取引報告書の入力

A. 口座情報の入力

源泉徴収の選択

あり なし

勘定の種類

保管

追加費用の入力

特定口座年間取引報告書に記載されたもの以外の費用はありますか？

はい いいえ

配当所得に係る負債の利子の額はありますか？

はい いいえ

見本

もう1件入力する

入力内容の確認

特定口座年間取引報告書見本

見本のボタンをタップし、  
表示された見本を参考に  
A~Kの金額等を1口座  
ずつ入力

〈見本〉

令和4年分の譲渡損失の繰越額の入力

「令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)(2画)」を基に、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を入力します。  
金額にはマイナスを付けずに入力してください。

前年から繰り越された損失額の  
入力

A 令和2年の譲渡損失の繰越額 (円)

B 令和3年の譲渡損失の繰越額 (円)

C 令和4年の譲渡損失の繰越額 (円)

見本

次へ

見本のA~C欄の金額を入力

〈譲渡損失の繰越額がある方〉  
令和4年分の確定申告書付表  
(上場株式等に係る譲渡損失の損益  
通算及び繰越控除用)を確認し、  
見本のA~C欄の金額を入力



# 控除の入力 (1/2)

該当する所得控除等をタップし、それぞれ入力します。

国税庁 確定申告書等作成コーナー

① → ② → ③ 控除等入力 → ④ → ⑤ → ⑥

控除の入力 (1 / 2)

### 支出に関する控除

災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた方

雑損控除  
—

災害減免額  
—

一定額以上の医療費の支払いやセルフメディケーションの対象となる医薬品の領収書がある方

医療費控除 **1**

源泉徴収票に記載のない、国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料などの支払いがある方

社会保険料控除 **2**

源泉徴収票に記載のない、iDeCo (イデコ) などの支払いがある方

小規模企業共済等掛金控除 **3**

源泉徴収票に記載のない、生命保険料や介護医療保険料、個人年金保険料の支払いがある方

生命保険料控除 **4**

源泉徴収票に記載のない、地震保険料や旧長期損害保険料の支払いがある方

地震保険料控除 **5**

ふるさと納税や特定の政治献金、認定NPO法人や公益社団法人などに寄付をした方

寄付金控除  
—

政党等寄付金等特別控除 **6**

次へ

➡ 9ページ

➡ 10ページ

➡ 10ページ

➡ 10ページ

➡ 10ページ

➡ 10ページ

# 1 医療費控除

国税庁 確定申告書等作成コーナー

① → ② → ③ 控除等入力 → ④ → ⑤ → ⑥

### 医療費控除の入力

#### 適用する医療費控除の選択

両方の控除を重複して適用することはできません。

それぞれの制度の違いについて

医療費控除を適用

セルフメディケーション税制を適用

どちらを選択しているか分からない方は、「控除額を試算する」ボタンから確認できます。

控除額を試算する

次へ

### 入力方法の選択

入力方法の選択や医療費通知について分からない方はこちら

※ 同一内容の重複入力 (※ 1) (※ 2) にご注意ください。

① 「医療費通知 (「医療費のお知らせ」など)」、「領収書」、「医療費集計フォーム」から入力する

② 医療費の合計額のみ入力する (別途作成した明細書を提出してください。)

次へ

①を選択された方は、こちら

国税庁 確定申告書等作成コーナー

① → ② → ③ 控除等入力 → ④ → ⑤ → ⑥

### 医療費通知の入力

医療費を入力する

### 医療費の領収書等の入力

最大入力数

医療費集計

医療費集計

医療費の領収書等の個別入力

医療費を入力する

医療費の領収書を直接入力する場合は「利用しない」をタップ

利用する 利用しない

### 医療費の領収書等の入力

領収書が複数ある場合は、「病院・薬局」ごとにまとめて合計額で入力してOK!

「病院」

「薬局」

医療費

※ 10文字以内

国税太郎

病院・薬局などの支払先の名称

※ 20文字以内

〇〇病院

もう1件入力する

入力内容の確認

全ての領収書の入力が終わったら、「入力内容の確認」をタップ

②を選択された方は、こちら

年分 医療費控除の明細書 [内訳書]

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 氏名

### 1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、お記の1~4を記入します。

※医療費通知が添付されていない場合は、次の(1)~(4)を記入してください。

(1) 医療費通知に記載された医療費の額 (円)

(2) 医療費通知に記載された医療費の額 (円)

(3) 医療費通知に記載された医療費の額 (円)

(4) 医療費通知に記載された医療費の額 (円)

### 2 医療費の領収書等の入力

(1) 医療費集計 (円)

(2) 医療費集計 (円)

(3) 医療費集計 (円)

(4) 医療費集計 (円)

2 の 合計

医療費の合計 A (※+0) 200,000 円 B (※+0) 50,000 円

2 控除額の計算

支払った医療費 200,000 円

保険金などで補填される金額 50,000 円

医療費の明細書は必ず提出してください!!

### 合計額の入力

別途「医療費控除の明細書」を作成する必要があります。

明細書のダウンロードはこちら

A. 支払った総額 (円)

200,000

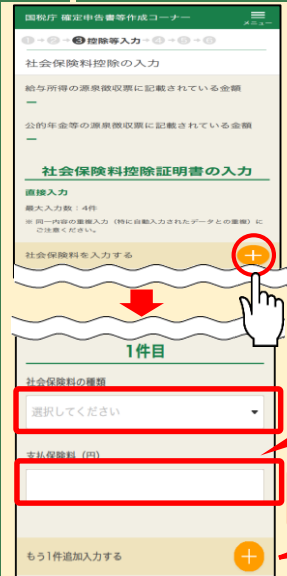
B. Aのうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額 (円)

50,000

次へ

戻る

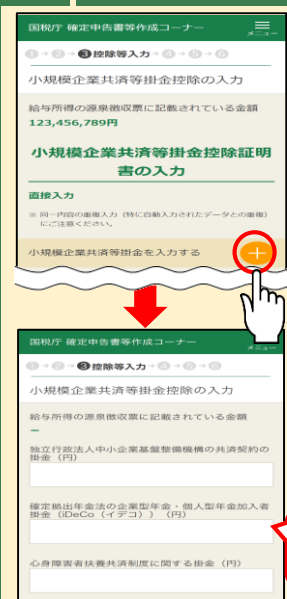
## 2 社会保険料控除



源泉徴収票に記載のない社会保険料がある場合は、こちらから種類を選択して、支払金額を入力

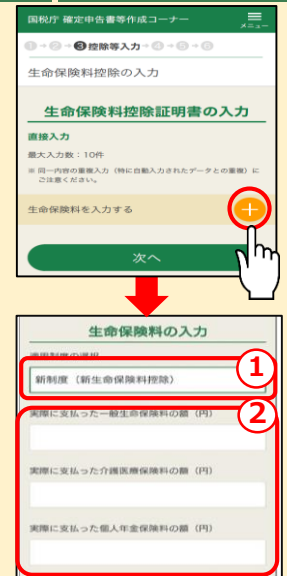
上記のほかに入力する社会保険料がある場合はこちらをタップ

## 3 小規模企業共済等掛金控除



源泉徴収票に記載のないiDeCo(イデコ)がある場合はこちらを入力

## 4 生命保険料控除



**〈見本〉**

令和 年 月 日

契約者 国税 太郎 様

適用制度	新生命保険料控除制度	①
契約番号(証券記号番号)	適用制度欄に記載された生命保険料の区分を選択してください。	
保険種類		
保険期間	年	
契約日	令和 年 月 日	

12月までお払込みになる場合の払込額は以下のとおりです。

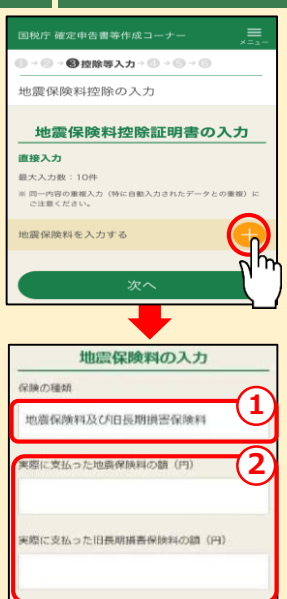
分類	年間保険料	配当金(相当額)	申告額
一般	円	円	円
介護医療	円	円	円
個人年金	円	円	円

証明日 令和 年 月 日

金額の記載のある分類を確認し、該当する項目を入力

(注)実際に支払った金額を入力してください。  
※控除証明書の様式は保険会社によって異なります。

## 5 地震保険料控除



**〈見本〉**

令和 年 月 日 地震保険料控除証明書

保険契約者	
証券番号	××××××
保険の種類	地震保険
保険の対象	建物
保険期間	令和 年 月 日から 年間 (地震保険)
控除対象保険料	円
その他	上記保険料(地震保険法第七十七条第一項に規定する控除対象となる)

令和 年 月 日

火災保険株式会社

金額の記載のある分類を確認し、該当する項目を入力

※控除証明書の様式は保険会社によって異なります。

## 6 寄附金控除



証明書が複数ある場合は、全ての証明書を入力

全ての証明書等の入力が終わったら、「入力内容の確認」をタップ

**入力のポイント**

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を申請している方も、確定申告を行う際は、**全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要があります。**

## 控除の入力 (2/2)

国税庁 確定申告書等作成コーナー

1 → 2 → 3 控除等入力 → 4 → 5 → 6

控除の入力 (2 / 2)

**本人に関する控除**

寡婦又はひとり親である方 <sup>?</sup>

寡婦、ひとり親控除 **7**

勤労学生である方 <sup>?</sup>

勤労学生控除 **8**

障害者である方

障害者控除 **9**

**親族に関する控除**

配偶者がいる方

配偶者（特別）控除 **10**

扶養親族がいる方

扶養控除 **11**

予定納税額の通知を受けている方 <sup>?</sup>

予定納税額 **12**

前年分に損失申告用の申告書等を提出した方

本年分で差し引く繰越損失 **13**

次へ

11ページ

11ページ

11ページ

11ページ

12ページ

12ページ

12ページ

該当する所得の入力が終わったら「次へ」をタップ  
次は、住民税に関する事項 (13ページ) へ!

## 7 寡婦、ひとり親控除

国税庁 確定申告書等作成コーナー

1 → 2 → 3 控除等入力 → 4 → 5 → 6

寡婦、ひとり親控除の入力

寡婦・ひとり親となった理由を選択してください。

未婚

死別

離婚

生死不明

未婚還

次へ

理由を選択すると、質問が順番に表示されますので、「はい」又は「いいえ」を選択

事実上、婚姻関係に当たりますか? <sup>?</sup>

はい  いいえ

生計を一にする総所得金額等が48万円以下の子がいますか? <sup>?</sup>

はい  いいえ

次へ

## 8 勤労学生控除

国税庁 確定申告書等作成コーナー

1 → 2 → 3 控除等入力 → 4 → 5 → 6

勤労学生控除の入力

申告される方が勤労学生に該当するかどうかを選択してください。

該当する

次へ

申告する方が勤労学生に該当する場合は、「該当する」にチェックすると、質問が順番に表示されますので、「はい」又は「いいえ」を選択

## 9 障害者控除

国税庁 確定申告書等作成コーナー

1 → 2 → 3 控除等入力 → 4 → 5 → 6

障害者控除の入力

申告者本人の障害者の区分を選択してください。

> 障害者の区分がわからない

特別障害者

特別障害者以外の障害者

次へ

障害者の区分を選択  
特別障害者とは  
精神障害者手帳1級  
身体障害者手帳1・2級  
療育手帳「A」  
などをお持ちの方が該当します。

### 入力のポイント

扶養しているご家族が障害者である場合は、「10 配偶者控除」又は「11 扶養控除」で入力します。

## 10 配偶者控除

国税庁 確定申告書等作成コーナー

1 → 2 → 3 控除等入力 → 4 → 5 → 6

配偶者（特別）控除の入力

⚠️ 夫婦の間で互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者の氏名  
※ 10文字以内  
国税花子

配偶者の生年月日  
年 月 日

配偶者の障害者の該当 <sup>?</sup>  
障害者の場合は選択してください

国外居住親族 <sup>?</sup>  
 配偶者の方が非居住者である。

> 必要書類のご案内

別居の該当  
 配偶者の方と別居している。

**配偶者の所得金額等**

> 入力方法はこちら

配偶者の給与の収入金額 (円)  
※ 給与所得の源泉徴収票の支払金額

配偶者の公的年金等の雑所得金額 (円)  
※ 公的年金等の源泉徴収票の支払金額の合計

配偶者の上記以外の所得金額 (円)  
※ 収入金額から必要経費等を差し引いた後の金額

次へ

配偶者の情報を入力

配偶者の収入金額がある場合に入力

# 11 扶養控除

扶養控除の入力

配偶者の方は、「配偶者（特別）控除の入力」画面から入力してください。本年分の合計所得金額が48万円を超える方は、扶養控除の対象になりません。他の納税者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている方は、扶養控除の対象になりません。

扶養親族の入力

満16歳未満の扶養親族の方について

最大入力数：16歳未満 6人・16歳以上 6人

扶養親族を入力する

扶養控除額の合計

障害者控除額の合計

次へ

扶養親族の入力

扶養親族の氏名  
※10文字以内

続柄  
選択してください

生年月日

障害者の該当

障害者の場合は選択してください

国外居住親族

扶養親族の方が非居住者である。

必要書類のご案内

上記のほかに扶養親族がいる場合は、「もう1人入力する」をタップ

もう1人入力する

入力内容の確認

すべての扶養親族を入力したら、「入力内容の確認」をタップ

## 入力のポイント

- ・ 本年分の合計所得金額が48万円を超える親族の方は、扶養控除の対象になりませんので、**入力しない**ようにしてください。
- ・ 16歳未満の扶養親族の方もこの画面で入力してください

# 12 予定納税

予定納税額の入力

実際に納付したかどうかにかかわらず、税務署から送付された「予定納税額の通知書」に記載の第1期分と第2期分の合計金額を入力してください。（予定納税額の合計額に入力する金額は、予定納税基準額ではありません。）

> 予定納税額の通知書についてはこちら

ただし、予定納税額の減額申請書を提出して承認を受けた方は、その減額後の予定納税額の合計金額を入力してください。

> 入力例はこちら

予定納税額の合計金額 (円)

※源泉徴収額ではありません。

次へ

## 入力のポイント

実際に納付したかどうかにかかわらず、税務署から通知された「予定納税額」に記載の第1期分と第2期分の合計金額を入力します。

# 13 本年分で差し引く繰越損失

本年分で差し引く繰越損失額の入力

令和3年分に生じた居住用財産に係る繰越損失額のみを本年分に繰り越す申告をされる方は、「申告書（損失申告用）第四表」を選択してください。

申告書（損失申告用）第四表

申告書（損失申告用）第四表及び第四表付表

前年分から繰り越された損失額

令和2年分（3年前）を入力

令和3年分（2年前）を入力

令和4年分（1年前）を入力

青色申告者の損失 (円)

※第四表（二）の（7）の金額

居住用財産に係る繰越損失額 (円)

※第四表（二）の（8）の金額

繰越損失 (円)

※第四表（二）の（9）の金額

次へ

繰越金額のある年分を選択

令和2年分（3年前）の繰越額

令和3年分（2年前）の繰越額

年分ごとに繰越金額を入力

繰越損失 (円)

令和4年分の確定申告書（損失申告用）

3 翌年以降に繰り越す繰越損失

青色申告者の損失の金額 (円) 79

居住用財産に係る繰越損失額 (円) 80

繰越損失の合計 (円) 81

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類	繰越金額	本年分で差し引く繰越損失
A 30年が青色の場合	山林所有の損失		
	山林所有の損失		
B 1年が青色の場合	山林所有の損失		
	山林所有の損失		
C 2年が青色の場合	山林所有の損失		
	山林所有の損失		

本年分の一般株式等及び上場株式等に係る繰越損失額から差し引く繰越損失 (円)

本年分の上場株式等に係る記留所得等から差し引く繰越損失 (円)

本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く繰越損失 (円)

繰越損失 (円) 5,000,000

令和4年分（1年前）の繰越額

## 入力のポイント

- ・ 令和4年分以前に雑損控除を受けた方で、本年分で適用できる繰越損失がある方はこの画面から入力します。
- ・ 繰越損失がある方は、令和4年分の確定申告書第四表の翌年以降に繰り越す金額を確認して入力します。

## 住民税に関する事項

国税庁 確定申告書等作成コーナー

1 → 2 → 3 → 4 その他入力 → 5 → 6

住民税等に関する事項の入力

給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法を選択してください。

選択する場合のみ選んでください

16歳未満の扶養親族がいますか？ **必須**

はい いいえ

退職所得のある配偶者・親族がいますか？ **必須**

はい いいえ

別居の配偶者・親族がいますか？ **必須**

はい いいえ

同一生計配偶者がいますか？ **必須** ?

はい いいえ

配当所得等がありますか？ **必須** ?

はい いいえ

次へ

**必須** の項目を「はい」又は「いいえ」で回答し、「次へ」をタップ！

「はい」と回答した項目について、画面が表示されますので、画面の案内に沿って入力

## 計算結果の確認

### 《還付される場合》

還付される金額  
100,000円

還付金の受取方法 **必須**

※ 口座名義は申告される方ご本人に限ります。

※ 公金受取口座を登録済みの方で、当該口座への振込みを希望される場合は、「公金受取口座への振込み」を選択してください。

※ 入力に誤りがあった場合や番号付名義の口座情報を入力された場合などは、振込不能となり、還付金の振込手続ができませんのでご注意ください。

※ 一部のインターネット専用銀行については対応していません。ご利用の金融機関ご確認ください。

選択してください

還付金の振込通知や予定納税額の通知がある場合、書面で代えてe-Taxで受け取ることができます。書面で受け取る場合と同様の内容をe-Taxの通知書等と一緒に格納いたします。e-Taxで受け取りを希望しますか？ **必須** ?

はい いいえ

還付金の受取方法を選択し口座情報等を入力  
(還付金の受取口座については、申告するご本人の口座に限ります。)

### 《納付する場合》

国税庁 確定申告書等作成コーナー

1 → 2 → 3 → 4 その他入力 → 5 → 6

計算結果の確認

納付する金額  
157,700円

税金の延納を届け出ますか？ ?

はい いいえ

※ 延納期間中は利子がかかります。

納付方法を選択してください。 ?

※ 具体的な納付手続は、申告書を送信後の画面をご確認ください。

振替納税

口座振替による納付がオススメです。



納付額30万円以下の場合コンビニQR納付もできます。申告書控えに表示される納付用のQRコードを利用してコンビニで納付できます。

## 住所・氏名等の入力

1 → 2 → 3 → 4 その他入力 → 5 → 6

基本情報の入力

納税地 **必須**

※ 延納を納税地とする場合には、届出が必要です。

住所 居所

郵便番号  
1040045

都道府県市区町村 **必須**

東京都  
中央区

丁目番地等 **必須**

※ 都道府県市区町村と合計で28文字以内

築地5丁目3-1

アパート名、号室 **必須**

※ 28文字以内

〇〇アパート101号室

提出先税務署 **必須**

東京都  
京橋

氏名(漢字) **必須**

※ 各10文字以内

氏名(カナ) **必須**

※ 各11文字以内

世帯主の氏名(漢字)

ご自身が世帯主

※ 10文字以内

世帯主からみた続柄

※ 5文字以内

本人

氏名や生年月日などを入力

現在の住所の入力

納税地 **必須**

※ 延納を納税地とする場合には、届出が必要です。

住所 居所

郵便番号  
1040045

都道府県市区町村 **必須**

東京都  
中央区

丁目番地等 **必須**

※ 都道府県市区町村と合計で28文字以内

築地5丁目3-1

アパート名、号室 **必須**

※ 28文字以内

〇〇アパート101号室

提出先税務署 **必須**

東京都  
京橋

住所情報を入力

入力した郵便番号から住所を表示することができます。また、申告書を提出税務署も表示されます。

1 → 2 → 3 → 4 その他入力 → 5 → 6

マイナンバーの入力

氏名(続柄)  
国税 太郎(本人)

生年月日  
平成8年1月1日

マイナンバー

氏名(続柄)  
国税 花子(同一生計配偶者)

生年月日  
平成17年9月23日

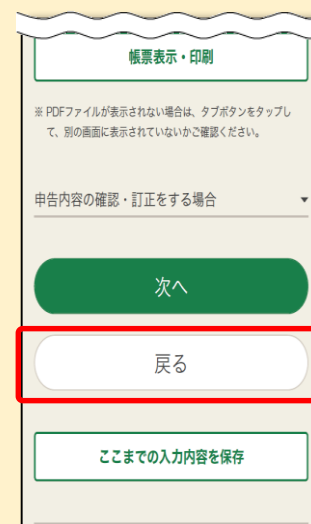
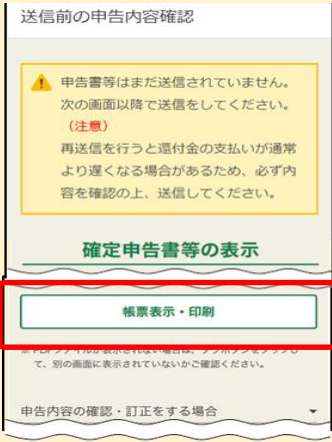
マイナンバーを入力

申告する方や扶養親族等でマイナンバーの入力が必要な方の入力欄が表示されます。

「◎」をタップすると、入力しているマイナンバーを確認することができます。

# 入力内容の確認

⚠️ この画面ではまだデータの送信  
(申告書の提出) は行われていません!



入力に誤りがあった場合は、「戻るボタン」をタップ!!

<申告内容の確認>  
「帳票表示・印刷」をタップし、表示された**送信前**の確定申告書の内容を確認

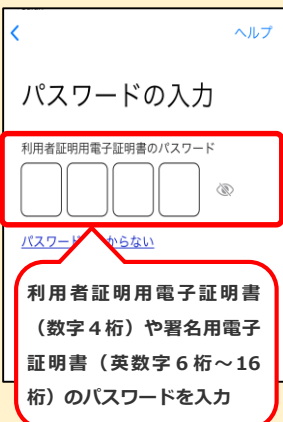
確認後、「戻るボタン」をタップして、元の画面に戻る

確認後、「タブ」をタップして、表示しているタブを閉じて、元の画面を開く

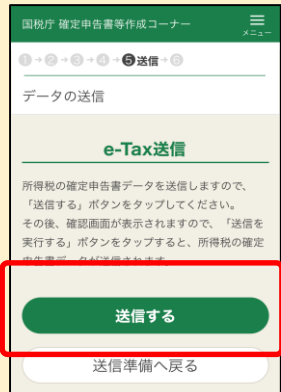
# 送信

(マイナンバーカード方式の方)

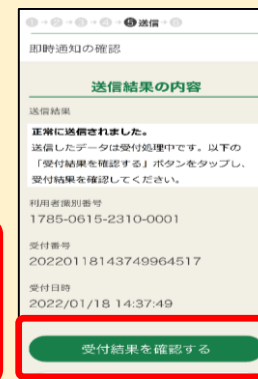
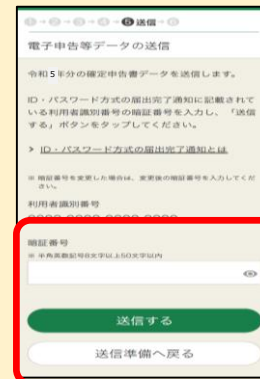
※過去にマイナンバーカード方式で申告された方は読み取り不要です。



読み取り後、画面の案内に従って、進みます。

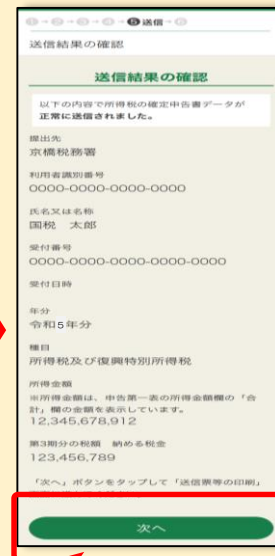


(ID・パスワード方式の方)



暗証番号を入力し、「送信する」をタップ

送信結果の確認を行い、「次へ」をタップ



# 申告書の控え (PDFファイル) の保存

**必須!**

印刷手順

4. 次の画面で印刷後の確認を行ってください。

帳票表示・印刷

「帳票表示・印刷」をタップ

### iPhone

申告書が表示されたら、画面下のシェアボタンから任意の保存先（『ブックにコピー』や『ファイルに保存』）をタップ

ファイルを選択した場合には、保存先を選択し、「保存」をタップ

PDFの画面に戻りますので、「タブ」ボタンをタップ

### Android

自動的に保存されます

# 入力データ (.data) の保存

入力データの保存

入力データをダウンロードする

※ 入力データは、確定申告書作成コーナー専用のデータです。

これまでに入力した内容を作成コーナー専用のデータ（「.data」）として保存します。保存したデータは、申告書の作成を再開する場合や、翌年以降、申告書を作成する場合に利用できます。

保存手順と保存先

保存データを利用した申告書の作成再開

### iPhone

「ダウンロード」をタップすると、「r5syotoku\_smart.data」のダウンロードフォルダに保存されます。

「ダウンロード」をタップ後、画面のURL欄に表示されている「下矢印」をタップすると、保存先を確認することができます。

ダウンロードしたファイルが表示されますので、「虫眼鏡のアイコン」をタップすると、ダウンロード先のフォルダが表示されます。

### Android

入力データをダウンロードする」ボタンをタップすると、自動的に端末内の「ダウンロード」フォルダに保存されます。

「入力データ (.data)」を保存しておく、翌年以降、このデータを利用して申告書を作成できます。

ファイル名: r5syotoku\_smart.data

「終了」をタップすれば、申告書の作成・提出は終了です。

これで終了です。お疲れさまでした。



## 【参考】保存したPDFを印刷する方法

画面右上の「メニュー」を開き、「作成の流れ」をタップ

印刷の詳細はこちらから確認！

ネットプリント ネットワークプリントサービス

## 【参考】保存したPDFの探し方

### Android

1 Chrome

2

3

4 「r5syotoku.pdf」のファイルを探します。

### iPhone

1 ファイル

2

3

4 「r5syotoku」のファイルを探します。

1 Book

2

3 「r5syotoku」のファイルを探します。

## 【参考】保存したデータを利用した申告書の作成

▶ ㉑令和4年分データ (.data) や㉒作成途中の令和5年分データを利用して申告書を作成される方は以下の手順をご覧ください（機種や設定によって画面が違う場合があります。）。

作成途中の令和5年分データを利用する場合

令和4年分のデータを利用する場合

表示される質問について、2ページを参考に入力すると㉒の画面に進みます。

こちらをタップして、ご自身の端末に応じて下の手順でデータ読み込みを行ってください。

### Android

①の場合：「r4syotoku\_smart.data」  
②の場合：「r5syotoku\_smart.data」を選択

### iPhone

①の場合：「r4syotoku\_smart.data」  
②の場合：「r5syotoku\_smart.data」を選択